
総合体育館使用料に関する審議結果
(答申)

令和2年（2020年）2月

益城町使用料等審議会

— 目 次 —

1. 審議の対象とする使用料等.....	1
① 本答申における「使用料・手数料」の定義.....	1
② 本答申において審議の対象とする施設の使用料等.....	1
2. 本審議会における検討の方針.....	2
① 益城町中期財政見通し.....	2
② 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針.....	3
3. 答申.....	4
4. 審議を通しての審議会の所見.....	6

1. 審議の対象とする使用料等

① 本答申における「使用料・手数料」の定義

本答申において、使用料とは、「地方自治法第225条第1項に規定する行政財産の使用又は公の施設の利用の対価として徴収することができる料金」と定義する。手数料とは、「地方自治法第227条第1項に規定する特定の者のために行う役務（サービス）の対価として徴収する料金」と定義する。

○地方自治法

（使用料）

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（手数料）

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

② 本答申において審議の対象とする使用料

本答申においては、使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の対象となる使用料等のうち、以下の案件を対象としている（その他の使用料等については、必要に応じ別途審議会を開催し審議を行う）。

（使用料）

	担当課	料金種別
1	生涯学習課	総合体育館使用料

2. 本審議会における検討の方針

本審議会では以下の益城町中期財政見通しと使用料・手数料等の適正化に関する基本方針を軸に慎重に審議を行った。

①益城町中期財政見通し

益城町中期財政見通し
(H30.9月作成)

一般会計をベースに平成29年度決算を基に試算

【歳入】

(単位：百万円)

区分	H29 決算額	H30 見込額	H31 見込額	2020 見込額	2021 見込額	2022 見込額	2023 見込額	2024 見込額	2025 見込額
町税、地方交付税等 (臨財債含む)	8,252	8,611	8,590	8,744	8,822	9,028	9,067	8,828	10,046
町債(臨財債除く)	6,144	17,961	6,053	3,891	3,999	410	359	278	298
国庫支出金等、 その他	15,484	43,766	7,744	4,985	4,386	4,257	4,217	4,964	4,016
歳入合計 A	29,880	70,338	22,387	17,619	17,207	13,695	13,644	14,070	14,360

【歳出】

区分	H29 決算額	H30 見込額	H31 見込額	2020 見込額	2021 見込額	2022 見込額	2023 見込額	2024 見込額	2025 見込額
義務的 経費	人件費	2,131	2,691	2,687	2,667	2,586	2,570	2,443	2,423
	扶助費	2,112	1,678	1,718	1,760	1,803	1,847	1,893	1,939
	公債費	976	941	961	1,446	1,758	1,968	2,078	2,923
	うち地震分	(9)	(35)	(105)	(619)	(917)	(1,127)	(1,319)	(2,721)
投資的経費	16,188	59,172	11,882	6,417	5,578	1,402	1,299	1,195	1,111
うち地震分	14,495	58,853	11,590	6,274	4,721	1,271	1,249	1,145	1,061
その他の経費	7,709	6,027	5,725	6,363	6,503	6,512	6,468	6,216	6,185
歳出合計 B	29,116	70,509	22,973	18,653	18,229	14,300	14,181	14,705	15,052

	H29	H30	H31	2020	2021	2022	2023	2024	2025
財源不足額 C (A-B)	764	▲171	▲585	▲1,033	▲1,023	▲606	▲537	▲636	▲692

【試算結果を踏まえて】

- 熊本地震関連事業の見直しによる事業費の減少、それに伴う公債費の減少により、通年での歳入・歳出の予算規模は前回試算よりも減少となった。
- 熊本地震関連の償還が本格化する2020年度以降、公債費は増加傾向。
- 財源不足額は前回試算よりも減少傾向にあるものの、毎年度の財源不足への対策として、事務事業の見直しや財政調整用基金を充当しても、2020年度以降、毎年4～7億円の財源不足が生じる見込み。
- 財源不足を解消するため、事務事業の徹底した見直し及び効率的な予算の執行等に取り組むとともに、負担金や使用料等の見直し等更なる収支改善に向けた対策を実施し、引き続き国・県に対して財政支援を要望していくこととしている。

② 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針

上記の財政見通しの内容を踏まえつつ、使用料・手数料等の適正化に関する基本方針に則った以下の4つの方針を基本的な視点とし審議を行った。

- (1) 統一的な方法による原価の算定
- (2) 行政負担と受益者負担の負担割合の明確化
- (3) 減免制度の適正化
- (4) 住民負担の急激な上昇を防ぐための措置の適用

3. 答申

以上のような審議を踏まえ、当審議会としては、審議対象となっている総合体育館の使用料について、次のとおり答申する。なお、答申に当たって附帯意見を併せて記す。

[総合体育館使用料]

料金案については適当と判断する。

料金案

メインアリーナ					施設使用料 (町内料金)	空調使用料
区分	照明	単位				
占用利用	アリーナ	1/4 (通常点灯)	全面	1時間	2,200円	5,200円
		1/2点灯		1時間	2,400円	
		全点灯		1時間	2,700円	
	観覧席		全面	1時間	0円	2,400円
	ステージ			1時間	0円	400円
	放送室			1時間	0円	100円
部分利用	バスケットボール	1/4 (通常点灯)	1面	1時間	900円	
	バレーボール		1面	1時間	700円	
	バドミントン		1面	1時間	300円	
	卓球		1台	1時間	300円	
	ステージ横控室		1部屋	1時間	200円	
サブアリーナ					施設使用料 (町内料金)	空調使用料
区分	照明	単位				
占用利用	アリーナ	1/2 (通常点灯)	全面	1時間	700円	1,000円
		全点灯		1時間	800円	
部分利用	バドミントン	1/2 (通常点灯)	1面	1時間	300円	
武道場					施設使用料 (町内料金)	空調使用料
区分	単位					
占用利用	武道場	全面	1時間		1,200円	1,000円
部分利用	柔道場	1面	1時間		600円	
	剣道場	1面	1時間		600円	
	個人利用	1回	1時間		100円	

多目的室				施設使用料 (町内料金)	空調使用料
区分		単位			
占用利用	多目的室	全面	1 時間	500 円	400 円
部分利用	卓球	1 台	1 時間	300 円	
会議室等				施設使用料 (町内料金)	空調使用料
区分		単位			
第 1 会議室		1 部屋	1 時間	300 円	300 円
第 2 会議室		1 部屋	1 時間	300 円	300 円
大会役員室		1 部屋	1 時間	200 円	200 円
控室 1		1 部屋	1 時間	200 円	200 円
控室 2		1 部屋	1 時間	200 円	200 円
児童室		1 部屋	1 時間	100 円	200 円
トレーニングルーム				施設使用料 (町内料金)	空調使用料
区分		単位			
トレーニングルーム		1 回	2 時間	300 円	
備品				使用料	
バスケットボール大会用システム (電光得点表示装置・ファール回数表示器等)				2,000 円	

附帯意見

1) 総合体育館の利活用推進に係る情報発信の実施

今回の料金案の設定を町の健康づくりに関する町民へのメッセージとして広報すること。その際は企業との連携や継続利用者への優遇策など、利活用推進施策を併せて打ち出せるよう検討すること。

また、利用が少ない時間帯への利用者の誘導や興業の呼び込みのため、町内外への積極的な情報発信を行うこと。

なお、発信にあたっては、町内中学生に発信方法や健康づくりの推進策等を聞き取るなど、将来世代を含む幅広い世代に周知・認知される手段を模索するとともに、SNSやスマートフォンアプリ等 ICT の仕組みを十分に活用すること。

2) **総合体育館の施設管理・運営の適正化の実施・検討**

移動・設置に管理人の補助が必要な備品の利用申請や、利用者登録を伴わない一時利用申請への対応、及び、許可のない目的外利用の防止等、これまでの施設の管理・運営に関する情報を精査し、予測される事態に対応できる管理・運営ルールを策定するとともに、利用者の目に留まるような掲示を実施する等、利用者への周知徹底を図ること。

また、利用者の利便性向上、管理者の業務効率化のため、マイナンバーカードをはじめとしたICT技術の活用を検討すること。

3) **町のスポーツ振興に係る総合体育館使用料の継続的検討**

益城町として住民に対し、どのようなスポーツの振興を推進していくのか検討するとともに、従来の算出方法に加え、それを反映した施設利用やスポーツ備品の貸出に係る料金設定を継続的に検討すること。

4. 審議を通しての審議会の所見

使用料等に係る審議を通して、以下の点について本審議会として所見を述べる。

- ・ 公共施設の減免制度を撤廃し、利用者からは必ず使用料を徴収すること。
- ・ 支援団体等に対する支援については補助金に一本化し、用途に応じて各担当部署から適切に団体等に対して支給することで、団体等への二重補助を防止するとともに、公共施設利用の適正化、町財政に与える影響の見える化を図ること。

以上の点について取り組み、その検討結果を「益城町使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」に盛り込むことは、受益者負担の適正化、歳入確保による町の財政健全化を推進するうえで必要になってくると考える。

今後も町執行部においては、こうした視点に立ち、より質の高い行政サービスを提供されることを期待するものである。